

大阪市立榎並小学校 P T A 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、大阪市立榎並小学校 P T A（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則つて運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

（1）管理等のための連絡

（2）文書等の送付

（3）本会役員・委員・会員名簿等の作成

（4）役員選出

(個人情報の取得)

第5条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な P T A 活動をおこなうために以下の情報を取得する。

（1）会員の氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

（2）必要に応じ、会員や会員の子供などの写真

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(漏えい時の対応)

第9条 個人情報の漏えい(紛失含む)をしたおそれがあることを把握した場合は、直ちに
本会会長に報告する。

(苦情の処理)

第10条 本会は個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第11条 本会の「大阪市立榎並小学校PTA 個人情報取扱規則」は実行委員会において改正する。

附則

本規則は、平成30年11月1日より施行する。

■問い合わせ先 榎並小学校PTA／連絡先 06-6931-7373